

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

令和3年10月11日
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院報告・勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

勧告の基礎となる民間給与実態調査について、本年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける中での調査となりましたが、民間事業所の理解と協力をいただき、極めて高い調査の完了率となりました。調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとと言えます。

本日、本県職員の給与改定についての内容がまとまりましたので、勧告を行うものです。

【月例給の公民較差及び改定方針】

- はじめに、本年の月例給の公民較差と改定方針について申し上げます。
月例給については、民間給与が県職員給与を下回っていますが、較差は0.10% (348円)であり、本年の公民較差の解消は行わず、据置きとしました。
- 一方、令和4年4月1日から本県の給料表を現行の国の俸給表に準じた給料表に改定することとしました。
- その考え方ですが、月例給について、本県は平成30年以降は3年連続で据え置きとしてきましたが、国においては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、平成30年、令和元年ともに俸給表について初任給を含む若年層を中心に引上げ改定が行われてきました。
- その結果、国と本県との間に給料表の構造の違いが生じております。
- 若年層職員の給与水準の状況及び課題認識は、本県においても概ね国と同様であることに鑑み、給料表の改定が必要であると判断しました。
- この改定により、若年層職員の給与水準は引上げとなる一方、中高年齢層職員の給与水準は引下げとなります。
- また、本県においては、これまで、民間事業所との較差が±0.1%程度であれば、ほぼ均衡していると判断して較差解消のための改定を見送ってきたところです。
- 給料表の改定により、県職員給与が全体として引下げとなり公民較差が縮小することから、月例給を据え置きとした国の勧告や現在までの他県等の勧告の状況、新型コロナウイルス感染症への対応等公務に精励している職員の士気の確保などを総合的に勘案し、現行給料表の調整による本年の公民較差の解消は行わないこととしました。

〔月例給の据置き 平成30年、令和元年、令和2年に引き続き4年連続〕

【特別給の公民較差及び改定方針】

- 次に、本年の特別給の公民較差と改定方針について申し上げます。
特別給については、県内民間事業所の年間支給月数（3.95月）が県職員に対する年間支給月数（4.00月）を0.05月分下回っています。
- 従って、民間の特別給の支給月数に見合うよう、県職員の特別給の支給月数を0.05月分引き下げることが適当と判断しました。
〔特別給の引下げ 令和2年（4.05月→4.00月）に引き続き2年連続〕
- 特別給の引下げ分の配分については、国及び他の地方公共団体の期末手当及び勤勉手当の支給月数の状況等も踏まえ、期末手当及び勤勉手当に配分することが適当であると判断しました。
- 改定の実施時期については、本年12月期分の特別給から実施することとしました。

【勧告実施の要請】

- 勧告の内容は、以上のとおりです。
本県職員は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を護るための業務をはじめ、様々な分野で県民のために全力で働いています。引き続き全体の奉仕者として職務を遂行していただきますようお願いいたします。
つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

【人事管理に関する報告】

- その他、人事管理に関して、「働き方改革と勤務環境の整備」、「高齢期の雇用問題」、「人材の確保と活用」「会計年度任用職員等の勤務条件」などについて意見を述べています。いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いします。また、本年は特に次の2点について申し上げます。
- 長時間労働の是正が社会全体の大きな課題となっている中、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の影響で時間外勤務時間数が増加しており、様々な対策を講じられているところですが、引き続き、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理をお願いします。
- また、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても令和5年度から段階的に引上げとなることから、職員採用の平準化等、準備を着実に進めるようお願いいたします。